

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 北海道 |
| 3. 市区町村名 | 中富良野町 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000925.html |

執行機関名 中富良野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 7 | |
| ③番号法別表第2の項 | 9 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 中富良野町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条 | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第18号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 | 第1条 この条例は、乳幼児等医療費をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年条例第18号) 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則(平成20年規則第5号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例第4条及び中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第3条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 乳幼児等の医療費の助成金の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例第3条及び中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第2条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報 | 当該申請に係る乳幼児等又は保護者に係る住民票関係情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例第3条及び中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第2条 |
| ②情報提供者 | | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請に係る乳幼児等又は保護者に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号イ | 中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例第3条及び中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請に係る乳幼児等又は保護者に係る生活保護関係情報 |